

コープリハビリテーション病院 費用のご案内

①後期高齢者医療制度（75歳以上）

区分	医療費金額（上限）		食事療養費（1ヵ月30日で計算）		
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院含む）	回復期小入院料算定		回復期小入院料算定外
			4階・5階病棟	医療区分Ⅱ・Ⅲ	4階・5階病棟
年収約1,160万円以上（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1% （3割負担）	（4回以上入院： 140,100円）	41,400円 （1日：1380円） （1食：460円）		
年収約770万円～1,160万円（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1% （3割負担）	（4回以上入院： 93,000円）			
年収約370万円～770万円（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1% （3割負担）	（4回以上入院： 44,400円）			
一般（年収約156万～370万円）	18,000円（1割負担） （年間限度額144,000円）	57,600円 （4回以上入院： 44,400円）			
低所得者Ⅱ（住民税非課税、Ⅰ以外の人）	8,000円（1割負担）	24,600円	90日まで 18,900円 （1日：630円） （1食：210円）	90日以上 14,400円 （1日：480円） （1食：160円）	18,900円 （1日：630円） （1食：210円）
低所得者Ⅰ（住民税非課税のうち、年金受給額80万円以下など）	8,000円（1割負担）	15,000円	9,000円 （1日：300円） （1食：100円）		11,700円 （1日：390円） （1食：130円）
老齢福祉年金受給			9,000円 （1日300円） （1食100円）		
<u>食事代以外に居住費がかかります</u>					

	医療費	食事療養費（1ヵ月30日で計算）
指定難病	重症度、所得区分により上限あり	23,400円（1日：780円 1食：260円）
<u>居住費はかかりません</u>		
	低Ⅱ 18,900円（1食210円）	90日以上 14,400円（1食160円）

高額療養費制度

◇ 月額を支払いは、限度額までとなります。

◇ 入院+入院、入院+外来などで限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。

- ・ 申請に必要なもの：後期高齢者医療被保険者証、印鑑、領収書、振込口座のわかるもの
- ・ 申請窓口：市役所（医療給付課）、各支所（社会福祉事務所）

◇ 一度申請すれば、対象月の度に申請する必要はありません

◇ 高額療養費の支給が4回以上あるとき（多数該当）

過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目の限度額は、上記表の（ ）の額になります。

医療費・食事代減額制度（後期高齢者医療）

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請方法（適用は申請月からです）

対象：世帯に市民税がかかっていない場合

申請に必要な物：後期高齢者医療被保険者証、印鑑、領収書（90日以上入院している場合）

申請窓口：表面参照

◇低所得Ⅱに該当する場合

入院期間が過去1年間に90日以上超えた場合、さらに食事療養費が減額されます。

適用は申請翌月からです。

申請に必要な物：標準負担額減額認定証、印鑑、90日以上入院していることを証明する領収書

限度額適用・標準負担額減額認定証が届きましたら
受付にご提示をお願いします